

香芝市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 2 2 号

香芝市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

香芝市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 4 年条例第 4
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号
」に改める。

第 3 条第 2 項中「本市」を「香芝市」に改める。

第 4 条第 1 項中「前条に規定する」を「前条第 1 項の規定による」に、「第
2 1 条第 2 項の規定に基づき」を「第 1 8 条の 3 第 1 項の規定により」に改め、
同条第 2 項中「前項の」及び「の各号」を削る。

第 6 条中「基づく」を「よる」に改める。

第 7 条第 3 項中「本市」を「香芝市」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「基づき」を「より」に改め、同条第 2 項中「第 4 号
」の次に「の規定」を加え、同条第 3 項中「前条の」を「前条第 1 項又は第 2
項の規定による」に改める。

第 9 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 1 2 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に
改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。